

豊後高田市ふるさとキャラクター「そばみちゃん」デザイン等使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、豊後高田市ふるさとキャラクター「そばみちゃん」のデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（申請窓口）

第2条 豊後高田市観光協会が所有するデザイン等の使用申請の受付及び承認事務は、豊後高田市観光まちづくり株式会社（以下「まちづくり株式会社」という。）が行う。

（使用承認申請）

第3条 デザイン等を使用しようとする者は、あらかじめデザイン等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、まちづくり株式会社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商品として使用する場合を除いて、この限りでない。

- （1）豊後高田市内の地方公共団体が使用するとき。
- （2）豊後高田市内の学校が教育の目的で使用するとき。
- （3）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （4）その他、まちづくり株式会社が適当と認めるとき。

（使用承認）

第4条 まちづくり株式会社は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- （1）豊後高田市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他、まちづくり株式会社が不適当と認めたとき。

2 前項の規定による承認は、デザイン等使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用許可期間)

第5条 デザイン等の使用許可期間は、デザイン等使用承認書(様式第2号)により指定する期間とする。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする。

(使用の際の遵守事項)

第7条 デザイン等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、まちづくり株式会社の指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 定められた色(表示色又は単色)、形等を正しく使用し、縦横比の変更やデザインの改変を行わないこと。

(4) 原則として、デザイン等を使用する物品等には「そばみちゃん」との表記を付すること。

(5) 申請時に使用する物件の見本を提出すること。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真や図面等確認できるものを提出すること。

(6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認の取消し)

第8条 まちづくり株式会社は、デザイン等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、デザイン等使用承認取消書(様式第3号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、まちづくり株式会社は、その責めを負わない。

2 デザイン等の使用承認を受けた者が、その使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、まちづくり株式会社は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用の取扱いについて必要な事項は、豊後高田市観光協会とまちづくり株式会社が協議の上、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年9月14日から施行する。